

外国人市民のための 富田林市生活ガイドブック

【2020(令和 2)年度版】

富田林市・(特活)とんだばやし国際交流協会

目次

〈富田林市での生活〉 1

緊急のとき	2
防災	3
日本語教室	4
(特活)とんだばやし国際交流協会	5
多言語による相談や情報	6

〈市役所で行う主な手続きやサービス〉 7

市役所の所在地と業務時間	8
市役所での多言語対応	9
住所に関する届出	10
特別永住者の人に関する届出	11
印鑑登録と証明	12
マイナンバーカード(個人番号カード)	13
税金	14
国民健康保険	15
国民年金	16
介護保険	17
生活援助	18
水道	19
ごみ	20
結婚や離婚	22
妊娠や出産	24
保育施設・認定こども園・幼稚園への入園	25
小・中学校への就学	26

〈富田林市での生活〉

緊急のとき

●救急

急病や大きなけがなどで救急車を必要とするときは、119 番へ通報します。

※固定電話、公衆電話、携帯電話、PHS のいずれからでもかけられます。通話料は無料です。

※救急車は無料ですが、医療機関へ搬送後の治療費は自己負担となります。

●火事

火災が発生したときは、落ち着いて次のような行動をとってください。

- ①早く知らせる 119 番へ通報するとともに、近所の人にも知らせます。
- ②早く消火する 火が出たら、あわてず初期消火に努めましょう。
- ③早く逃げる 天井まで火が回ったら、早急に避難します。

電話で 119 番にかけると、消防署につながります。

係員が次のようなことを質問しますので、落ち着いて答えてください。

- ①火事ですか。救急（救助）ですか。
- ②場所はどこですか。近くに目印になるものはありますか。
- ③あなた（通報者）の名前と電話番号を教えてください。

※災害種別（火災・救急・救助）によって、聞き方が異なる場合があります。

※災害発生場所がわからない場合は、住所のわかる通行人や、付近の人に聞くか、電話を代わってもらってください。または、目標になる大きな建物、コンビニエンスストア、ガソリンスタンドなどを伝えてください。

消防署

電話 0721-23-0119

●犯罪（警察）

ひったくりや空き巣はもちろん、暴行やストーカー行為、暴力団などから被害を受けた場合は、早めに近くの交番か警察署までご相談ください。

緊急の場合は 110 番通報をしましょう（通話料無料）。

防災

●豪雨・台風・土砂災害に備えて

- ①気象情報に注意する。
- ②家庭内備蓄品の確認を行う。
- ③塀・看板・窓・雨戸・アンテナなどを補強する。
- ④家のまわりの水路などがあふれないように清掃する。
- ⑤がけや急斜面、山、川の近くでは、土石流やがけ崩れに注意する。

●洪水・土砂災害ハザードマップ

市では、洪水や土砂災害の危険個所を示した、「洪水・土砂災害ハザードマップ」を作成しています。日本語版のほかに、英語、中国語、韓国語、やさしい日本語版があります。

●地震発生時の対応

- ①まず落ち着いて身の安全をはかる。
- ②火の始末（揺れがおさまったらすばやく消火）
- ③あわてて外に飛び出さない（非常出口の確保）
- ④割れたガラスでケガをしないように靴やスリッパを履く。
- ⑤避難は徒歩で、持ち物は最小限にする。
- ⑥避難の時は電気のブレーカーを落とす。
- ⑦狭い路地、塀ぎわ、がけや川べりに近寄らない。
- ⑧山崩れ、がけ崩れに注意。
- ⑨正しい情報の入手を行う。
- ⑩協力しあって応急援護を行う。

危機管理室

市消防本部 5 階

日本語教室

●とんだばやし日本語よみかき教室

日本語を学ぶ場やコミュニケーションの場として日本語教室を開いています。

費用は無料です。

曜日	時間	場所
月曜日	午前 10 時から 11 時 30 分まで	とんだばやし国際交流協会事務所
火曜日	午後 7 時から 8 時 30 分まで	富田林市立中央公民館 「いこいの部屋」
水曜日	午前 10 時から 11 時 30 分まで	
木曜日	午前 10 時から 11 時 30 分まで	とんだばやし国際交流協会事務所
金曜日	午前 10 時から 11 時 30 分まで	

- ・教室でテキストを用意しています。
- ・学習者が学びたいと思う内容を学習することができます。
- ・ボランティアが日本語学習をサポートします。
- ・おしゃべりでコミュニケーションをとりましょう。

富田林市立中央公民館

住所 大阪府富田林市本町 16-28

電話 0721-24-3333

(特活)とんだばやし国際交流協会

住所 大阪府富田林市甲田 1-4-31

電話 0721-24-2622

E-mail ticc@m4.kcn.ne.jp



(特活)とんだばやし国際交流協会

(特活)とんだばやし国際交流協会では、日本語教室、通訳・翻訳サポート、相談支援、子どもたちの居場所づくり、地域や学校での国際理解教育など、さまざまな事業を実施しています。

●日本語教室(とんだばやし日本語よみかき教室)

日本語を学ぶ場、地域での出会いやコミュニケーションの場として日本語教室を開設しています。詳しくは「日本語教室」のページ(4 ページ)をご覧ください。

●通訳・翻訳サポート

地域に在住する日本語を母語としない人をサポートするために、通訳・翻訳サポート事業を実施しています。日本語を母語としない人からの依頼は無料です。

●相談支援

日本語のこと、生活のこと、仕事のこと、子育てや教育のことなど、困っているけれど誰に相談すればよいかわからないことがあれば、気軽にご相談ください。無料です。秘密は守ります。

日本語のほかに、中国語での相談に対応しています。

(特活)とんだばやし国際交流協会

住所 大阪府富田林市甲田 1-4-31

電話 0721-24-2622

E-mail ticc@m4.kcn.ne.jp



多言語による相談や情報

●大阪府外国人情報コーナー ※相談無料・秘密厳守

公益財団法人大阪府国際交流財団（OFIX）では、外国人の方が安心して暮らせるように、日本語を含む11言語（英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、フィリピン語、タイ語、インドネシア語、ネパール語、日本語）で、生活関連情報を含めた幅広い情報提供や相談対応を行っています。

毎月第4日曜日には在留資格や法律の専門相談も開催しています。

相談は来所、電話、E-mail（英語、日本語のみ）、FAX（英語、日本語のみ）で受け付けています。

詳しくはウェブサイト（<https://www.ofix.or.jp/life/index.html>）をご覧ください。

公益財団法人大阪府国際交流財団（OFIX）

住所	大阪府中央区本町橋 2-5 マイドームおおさか 5 階	
相談専用電話	06-6941-2297	※トリオフォンで対応
FAX	06-6966-2401	※英語、日本語のみ
E-mail	jouhou-c@ofix.or.jp	※英語、日本語のみ



●スマートフォン向け無料アプリ

Safety tips

日本国内における緊急地震速報、津波警報、噴火速報、気象特別警報、国民保護情報、避難勧告等を通知するアプリです。

対応言語 日本語、英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、タガログ語、ネパール語、クメール語、ビルマ語、モンゴル語



Osaka Safe Travels

災害や避難場所、鉄道や空港等の情報や、緊急連絡先を多言語で提供する大阪府のアプリです。

対応言語 英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、フィリピン語、タイ語、インドネシア語、ネパール語、日本語



〈市役所で行う主な手続きやサービス〉

ここでは、市役所で行う主な手続きやサービスを掲載しています。

手続きや日常の困りごとの相談などで、市役所のどこに行けばよいか
わからないときは、市役所 4 階 人権・市民協働課に相談してください。

市役所の所在地と業務時間

●市役所の所在地

大阪府富田林市常盤町 1-1

※最寄り駅は近鉄長野線 富田林西口駅

●市役所の電話番号

0721-25-1000(代表)

●市役所の業務時間

月曜～金曜日の午前 9 時～午後 5 時 30 分

※土曜・日曜日、祝日、休日および年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)は、特別な業務を除き執務していません。

●日曜窓口コーナー(市役所地下会議室)

市役所で取り扱う業務の一部が、日曜日でも利用いただけます。

業務時間	午前 9 時～正午、午後 12 時 45 分～5 時 30 分
取り扱い業務	住民票、住民票記載事項証明の発行 印鑑登録証明書の発行(印鑑登録カードを持参してください) 市・府民税証明書、納税証明書の発行 パスポートの交付(申請はできません) マイナンバーカードの交付(第 1・第 2 日曜日の午前 9 時～正午のみ)

※窓口申請に来られた人は、在留カードや運転免許証などの本人確認書類の提示をお願いします。

※転入・転出届、印鑑登録、確定申告、法人市民税の営業証明の発行はできません。

※税関係の証明は、必ず事前に発行が可能かをお問い合わせください。

市役所での多言語対応

●市役所での多言語対応

市役所での外国語の対応は、原則として以下のようになります。

- ・翻訳サイト(Google 翻訳)利用可能な端末の活用
- ・電話による通訳サービスの活用

通訳者の同行が必要な場合、日本語のわかる人と一緒に来庁するか、事前に(特活)とんだばやし国際交流協会に相談してください。

(特活)とんだばやし国際交流協会〈通訳に関する相談〉

住所 大阪府富田林市甲田 1-4-31

電話 0721-24-2622

E-mail ticc@m4.kcn.ne.jp

●ウェブサイトの多言語表示

富田林市ウェブサイトでは、外部サイトの翻訳サービスを利用し、多言語での翻訳表示を実施しています。

富田林市ウェブサイト

URL <https://www.city.tondabayashi.lg.jp/>

対応言語 英語、中国語(簡体・繁体)、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、ベトナム語

利用方法 ウェブサイトの「Foreign language」をクリックまたはタップし、ページ下部に表示されている言語を選択してください。

都市魅力課

市役所3階

住所に関する届出

●住所地の届出が必要な人

外国人のうち以下の人は、住民基本台帳に記載されますので、市役所に住所地の届出が必要です。

- ・在留カードを持っている人（中長期在留者）
- ・特別永住者
- ・一時庇護の許可又は仮滞在の許可を受けている人
- ・出生又は日本国籍喪失による経過滞在の人

●住民記録に関する届出

富田林市に引っ越してきたとき（転入）や、富田林市外へ引っ越すとき（転出）、富田林市内で引越しをしたとき（転居）は、届出が必要です。

名称	届出期間	届出人	届出に必要なもの
転入届	実際に居住された日から14日以内	本人または同居の親族	転出証明書（前住所地の市町村長が発行） 本人確認書類（※） 認印 マイナンバーカード（個人番号カード） 世帯全員の在留カードまたは特別永住者証明書
転出届	転出する日までに	本人または同居の親族	本人確認書類（※） 認印 印鑑登録証（登録されている人）
転居届	実際に居住された日から14日以内	本人または同居の親族	本人確認書類（※） 認印 マイナンバーカード（個人番号カード） 世帯全員の在留カードまたは特別永住者証明書

住民記録に関する届出を第三者（同居の家族以外）がされる場合、委任状が必要です。

（※）在留カードや運転免許証、旅券（パスポート）などで、有効期間内の原本が必要です。

市民窓口課

市役所 1 階 1・2 番窓口

外国人在留総合インフォメーションセンター

電話 0570-013904 (IP 電話・PHS・海外からは 03-5796-7112)

※平日 午前 8 時 30 分時～午後 5 時 15 分

マイナンバーカード(個人番号カード)

●マイナンバー(個人番号)

マイナンバーは12桁の数字からなり、日本に住民票がある人すべてに与えられます。

●マイナンバーカード(個人番号カード)

マイナンバーカードは、顔写真付きのICカードで、裏面にはマイナンバーが印刷されています。

行政機関の窓口や勤務先などでマイナンバーの提示を求められた場合、番号確認と本人確認が一枚で完了します。公的な身分証明書として広くご利用いただけるとともに、各種行政手続きのオンライン申請や住民票などのコンビニ交付にもお使いいただけます。

対象者	交付希望者のみ
手数料	無料(再交付は800円必要です。再交付申請に必要なものは事前にお問い合わせください。)
有効期限	発行から10回目の誕生日まで(20歳未満は5回目の誕生日まで)

●申請方法

個人番号カード交付申請書に必要事項を記入し、写真を貼りつけて地方公共団体情報システム機構へ郵送してください。または、申請書に記載されているQRコードを使って、スマートフォン、街中の証明写真機、パソコンからの申請も可能です。

※交付申請書がない場合は、市民窓口課までお問い合わせください。

●交付について

交付準備が整えば、「交付通知書」を送付しますので、本人確認書類など「交付通知書」に記載のものを持参のうえ、市役所マイナンバーカード交付窓口までお越しください。

市民窓口課

市役所 1階 1・2番窓口

税金

●市民税

個人の市民税については、1月1日現在、本市に住所を有する個人で前年に所得のあった人、または市内に住んでいないが市内に事務所・事業所、または家屋敷を所有している人（均等割額のみ）に課税されます。

市民税は、毎年2月16日から3月15日まで（土曜・日曜日、祝日を除く）の期間に前年中の所得を課税課へ申告していただきます。ただし確定申告をされた人、または会社から市役所へ給与支払報告書を提出され、その後内容の変更がない人は申告の必要はありません。

●固定資産税・都市計画税

固定資産税は1月1日現在市内に固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有している人に課税されます。また、都市計画税は、市街化区域内に土地・家屋を所有している人に課税されます。

なお、市内にその人の所有する土地・家屋などそれぞれの課税標準額の合計が、土地が30万円未満、家屋が20万円未満、償却資産が150万円未満のものには課税されません。

●軽自動車税（種別割）

納税義務者は4月1日（賦課期日）現在で、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車を所有（または使用）している人です。したがって、4月1日に所有者であれば、4月2日以降に他に譲渡または廃車をして、その年度分の納税義務を負うことになります。

市外への転出などで車両の定置場所が変わったとき、軽自動車などを他に譲渡したとき、使用不能となったとき、または解体・盗難により車両がなくなったときなどは、すみやかに申告してください。

課税課

市役所 1 階 13 番窓口

国民健康保険

●国民健康保険の加入手続き

職場の健康保険に加入している人とその扶養家族や、生活保護を受けている人などを除いて、富田林市内に住む 75 歳未満の人は、すべて国民健康保険の加入者となります。

加入手続きが遅れると、国民健康保険の有資格者になった時点（会社などの退職日の翌日、その扶養のはずれた日、転入日、生活保護を受けなくなった日、誕生日）まで、最高 2 年間さかのぼって保険料をお支払いいただくことになりますので、保険年金課または金剛連絡所まで届出をしてください。

※国民健康保険の手続きには、本人確認書類（在留カードや運転免許証など）とマイナンバーが確認できる資料（マイナンバーカード等）が必要です。詳しくは、保険年金課までお問い合わせください。

●保険料

保険料は、加入されている世帯の所得や、家族の人数に応じて賦課されます。

国民健康保険に加入している 40 歳以上 65 歳未満の人は、医療分と支援分の保険料に介護分の保険料を併せて納めていただくことになります。65 歳以上の国民健康保険加入者は、国民健康保険料とは別に介護保険料を納めていただくことになります。

●保険料の納付

保険料の納付期限は、6 月から翌年 3 月までの毎月末（ただし、末日が土曜・日曜日、祝日の場合は翌営業日、12 月は翌年 1 月 4 日）となっていますので、市役所・金剛連絡所または収納代理金融機関、コンビニエンスストアで納付期限内に納付してください。

・保険料を滞納した場合

災害などの特別な事情がないのに保険料の滞納が続く場合は、次のような措置がとられますので、納め忘れのないようにしてください。

1 年間保険料を滞納した場合は、被保険者証を返還していただき、代わりに被保険者資格証明書を交付します。その場合の医療費は、一旦医療機関で 10 割負担していただくことになります。

納付期限までに保険料を納めず、督促状を送付してもなお保険料を納めない人には、財産（預金・債権・不動産など）の差し押さえを行う場合があります。

保険年金課

市役所 1 階 10・11 番窓口

介護保険

●介護保険の加入者

この制度は、介護を必要とする人が安心して介護サービスを利用できるように社会全体で支え合っていく制度です。原則として、40 歳以上のすべての人が加入し、年齢によって第 1 号被保険者と第 2 号被保険者に分けられます。

第 1 号被保険者	65 歳以上の人。
第 2 号被保険者	40 歳から 64 歳までの、医療保険に加入している人。

●保険料の納め方

第 1 号被保険者の保険料の納付は、原則として年金からの天引きになります。

第 2 号被保険者は、加入している医療保険の保険料と一緒に納めます。

●介護保険のサービスを利用できる人

第 1 号被保険者	市に申請し、心身の状態によって「介護や支援が必要な状態である」と認定された人または基本チェックリストにより、事業対象者と判断された人。
第 2 号被保険者	加齢に伴う病気（16 種類の特定疾病）が原因で介護が必要となり、市に申請して「介護や支援が必要な状態である」と認定された人。

・申請

サービスを利用するには、市に申請して、認定（要支援 1・2、要介護 1～5）または基本チェックリストによる判定を受ける必要があります。

申請の受け付けは、高齢介護課のほか、地域包括支援センター（けあぱる・コミュニティセンターかがりの郷内）、金剛連絡所、人権文化センター、在宅介護支援センターでも行っています。介護保険被保険者証（第 2 号被保険者の場合は、健康保険被保険者証）を持参して申請してください。

申請は居宅介護支援事業者や介護保険施設等に代行してもらうこともできます。

高齢介護課

市役所 1 階 5 番窓口

生活援助

●福祉なんでも相談

気軽に誰でも相談できる地域の総合的な窓口として、市内 3 圏域に配置しているコミュニティソーシャルワーカーが校区・地域福祉委員会と連携し、地域住民に身近な場所で「福祉なんでも相談」を実施します。また、「市役所」「総合福祉会館」「コミュニティセンターかがりの郷」でも実施します。

地域福祉課

市役所 2 階 23 番窓口

●生活保護に準ずる措置について

生活に困っている外国人市民の人について、最低限度の生活を保障するとともに自立を助長することを目的とした生活保護法に準じた制度があり、国が定めている基準と収入を比較して、収入が足りない場合はその足りない分を支援するものです。

具体的な対象や要件については、ご相談ください。

生活支援課

市役所 1 階 18 番窓口

●子ども医療

出生の日から中学 3 年生までのお子さんに「子ども医療証」を交付し、医療費の一部助成を行っています。また、入院時の食事医療費も助成します。

福祉医療課

市役所 1 階 17 番窓口

水道

●建物や敷地内の水漏れ修理

建物や敷地内の水漏れ修理は、止水栓を閉めて水を止めてから、市指定業者か市管工事業協同組合（電話 0120-032-497 もしくは 0721-29-6161）に申し込んでください。ただし同組合に申し込む場合、平日の午後 5 時 30 分以降、土曜日、日曜日、祝日は市役所宿直室（電話 0721-25-1000）へ連絡してください。

水道工務課

市役所 2 階

●水道料金

検針は 2 か月に一度お伺いします。メーターボックスの上に物などを置かないよう、ご協力をお願いします。なお、収納は 2 か月収納を実施しています。

・口座振替制度

金融機関で口座振替の申し込みをすることで、自動的に水道料金の支払いができる制度です。水道使用量のお知らせ、預貯金通帳、通帳の印鑑を持って、取扱金融機関へ直接お申し込みください。

・自主納付制度（納入通知書）

市からお送りする納付書によって、お近くの取扱金融機関、コンビニエンスストア、市役所内水道お客様センターまたは金剛連絡所へ納期限までに料金をお支払いいただく制度です。

水道お客様センター

市役所地下 1 階

ごみ

●もえるごみ〈週 2 回収集〉

市が推奨するごみ袋利用による家庭ごみのシール制を実施しています。ブルーの半透明 30 リットルごみ袋には、もえるごみシール 1 枚、乳白色の半透明 45 リットルごみ袋には、もえるごみシール 2 枚を貼って、ごみを出してください。

●資源ごみ

空きカン、空きビン	混合して出しても支障ありません。 透明または半透明の袋か、カン・ビン ボックスに入れて出してください。	月 2 回収集
ペットボトル	分別して透明または半透明の袋に 入れて出してください。	
プラスチック製容器包装		
飲料用紙容器（牛乳パック等）	分別して透明または半透明の袋に 入れて出してください。	月 1 回収集

※せとものやガラスコップなどは入れないでください。

※スプレー缶、カセットボンベは空きカン、空きビンとして収集します。ただし、ガスが残っていると火災、爆発等の重大事故につながりますので、必ず使い切って風通しの良い場所で穴をあけ、ガスを抜いてから出してください。

●粗大ごみ〈月 1 回収集〉

粗大ごみシールを貼って出してください。

ガスボンベ、消火器、タイヤ、單車、バッテリーなどについては収集できませんので、販売業者で引き取ってもらうか、専門業者に処理を依頼してください。また、産業廃棄物、危険物、150cm 四方以上の大きさのものは収集できません。

●家電製品

家電リサイクル法施行のため、エアコン、テレビ、冷蔵庫（冷凍庫）、洗濯機・衣類乾燥機の家電は粗大ごみとしては出せません。

使わなくなった家電は、その製品を購入したお店か、買い替えを検討しているお店にご連絡ください。小売店には古い家電を引き取る義務があります。この場合、リサイクル料金と、小売店での収集運搬料金が必要になります。

●パソコン

家庭で使われているパソコンの回収リサイクルが行われているため、粗大ごみとしては出せません。

対象となる機種はデスクトップ型パソコン、ノート型パソコン、ディスプレイ一体型パソコンとディスプレイ(ブラウン管式、液晶式)です。

パソコンが不要になったときは該当のパソコンメーカーにお申し込みください。なお、2003(平成15)年10月1日までに販売されたパソコンは、リサイクル料金が必要になります。

●紙おむつ用ごみシール

一般家庭から排出されるもえるゴミはシール制を実施していますが、3歳未満の乳幼児、ねたきりや排泄機能の障がいで紙おむつ(腹膜透析、ストマ等含む)を使用している人については、申請によりシールを追加することができます。詳しくは、環境衛生課までお問い合わせください。

環境衛生課

市役所1階 3番窓口

結婚や離婚

●結婚

・外国籍の人が日本人と結婚するとき

市区町村役場に届出を行います。日本人は日本の法律で定められた結婚の条件を、外国人はその国の結婚の条件をすべて満たさなければなりません。

届出に必要な書類

1. 戸籍謄本(日本人)
2. パスポート(国籍を証明するもの)
3. 自国の大使館または領事館発行の婚姻要件具備証明書やそれに代わる文書(日本語で作成されていないものには訳者の住所氏名捺印のある訳文の添付のあるもの)
4. 婚姻届(窓口にあります。届出には20歳以上の証人2名の署名、捺印が必要です。また、届は日本語で記入して提出しなければなりません。)

日本で成立した結婚は本国への届出も必要です。本国への手続きは国により異なりますので、自国の大使館や領事館で確認してください。

・外国籍の人同士の結婚

自国の大使館または領事館に問い合わせ、手続きしてください。

・在留資格の変更

日本人と結婚して日本人配偶者としての在留資格へ変更をする場合、また、外国人同士の結婚でも、配偶者としての在留資格へ変更する場合、外国人在留総合インフォメーションセンターへ問い合わせてください。

・在留カード記載内容の変更

結婚で名前が変更する場合は、出入国在留管理局へ、また住居地に変更があれば市区町村へ変更を届け出ることが必要になります。

・その他の変更

結婚すると、税金、年金、健康保険、職場での手当の面で今までの取り扱いとは異なる場合がありますので、勤務先の担当者に相談してください。

●離婚

・離婚するとき

夫婦のどちらか一方が日本に居住する日本人であり、夫婦両方が離婚することを同意すれば、日本の法律により離婚することができます。ただし、日本でだけ離婚手続きをして、本国の離婚手続きをしていないと、本国では結婚が続いていることになっていることもあります。本国でも離婚を成立させる手続きを行ってください。

夫婦ともに外国籍の場合は、離婚に必要な要件や手続きが国によって異なります。それぞれの本国の駐日大使館や領事館に問い合わせてください。

・離婚後の在留資格

日本人の配偶者としての在留資格で滞在している場合、また、外国人の配偶者として「永住者の配偶者等」や「家族滞在」などの在留資格で滞在している場合は、離婚すると 14 日以内に配偶者に関する届出を出入国在留管理局へ行きます。

「家族滞在」などで在留している人や、「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」の在留資格で在留している人が、配偶者としての活動を 6 か月以上行わないでいると、在留資格の取り消しの対象になります。在留資格の変更をしないと、続けて日本に滞在できないことがありますので、各種相談窓口や外国人在留総合インフォメーションセンターに問い合わせてください。

・登録事項の変更

離婚で名前が変更する場合は、出入国在留管理局に変更届出をします。

また、住居地を変更する場合は、市区町村役場に届出が必要です。

市民窓口課 〈富田林市役所での手続き〉

市役所 1 階 1・2 番窓口

外国人在留総合インフォメーションセンター 〈在留資格の変更に関する相談〉

電話 0570-013904 (IP 電話・PHS・海外からは 03-5796-7112)

※平日 午前 8 時 30 分時～午後 5 時 15 分

妊娠や出産

●母子健康手帳の交付

市に妊娠の届出をすると、母子健康手帳が交付されます。

母子健康手帳の予防接種記録は大切な証明になりますので、お子さんの一生を通じて大切に保管してください。保健センターのほか、市役所こども未来室でも交付しています。

※母子健康手帳の交付時に、「妊婦健康診査の受診券」「産婦健康診査の受診券」「妊婦歯科健康診査の受診券」「乳児健康診査の受診券」をあわせてお渡しします。

保健センター（健康づくり推進課）

住所 大阪府富田林市向陽台 1-3-35

電話 0721-28-5520

●出生届の提出

子どもが生まれたら、生まれた日から14日以内に出生届を提出します。

届出期間	届出地	届出人	提出に必要なもの
生まれた日から14日以内	父母の本籍地、届出人の所在地、生まれたところのいずれかの市区町村	生まれた子の父か母または両方	届出書1通 添付書類…出生証明書（届出書についているので、医師または助産師に記入・押印してもらう） 持参するもの…母子健康手帳、届出人の印鑑、国民健康保険証（加入者のみ）

※児童手当を受給できる場合があります（所得・支給制限などがあります）。

※子ども医療費の助成を受けることができます。

市民窓口課

市役所1階 1・2番窓口

保育施設・認定こども園・幼稚園への入園

●保育施設・幼稚園への入園

保育園・認定こども園・家庭的保育施設の入園児募集は、毎年11月ごろの「広報とんだばやし」で、幼稚園の入園児募集は、毎年9月ごろの「広報とんだばやし」でお知らせします。

保育施設・認定こども園・幼稚園の申し込み方法については、こども未来室までお問い合わせください。（保育料は、3歳児以上については無償、0～2歳児については、保護者の所得等に応じて決定します。）

また、私立幼稚園に就園している満3歳と3・4・5歳児について、月額25,700円を上限として無償となります。

こども未来室

市役所 2 階 21 番窓口

小・中学校への就学

●小・中学校への就学

小・中学校への新入学については住民基本台帳に基づいて、学齢児童・生徒の保護者に入学する学校を指定して就学通知書を送ります。

また、市外へ転出するときや市内で住所が変わり転校するときは、市民窓口課で転出（転居）届をすませて、転学通知書・転入学通知書を受け取ってください。なお、付記転出届により転出される場合は、学校にその旨を申し出てください。

●就学援助制度

学校での諸費用のうち、学用品費・給食費・修学旅行費などの費用の一部を補助する就学援助制度があります。

●市奨学金制度

経済的理由のために高等学校等の修学が困難な生徒に対して市奨学金制度があります。

奨学金 40,000 円（年間）

入学支度金 10,000 円（新 1 年生のみ）

教育指導室

市役所 3 階 30 番窓口